



第77回
定時株主総会

招 集
ご 通 知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1
当社 5階会議室

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	34
計算書類	48
監査報告書	57



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/5199/>



証券コード 5199
(発送日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地 1
不二ラテックス株式会社
代表取締役社長 近 藤 安 弘

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujilatex.co.jp/>



(上記の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、「IR情報」「その他IR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「不二ラテックス」又は「コード」に当社証券コード「5199」を入力・検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月24日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

議決権行使についての具体的な方法は、後述の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地 1
当社 5階会議室
3. 目的事項
報告事項 1 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨ならびに修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎お土産はご用意しておりませんので、ご了承ください。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。なお、会場でのマスクの着用につきましては、来場される株主様ご自身のご判断をお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時開始



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時40分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時40分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

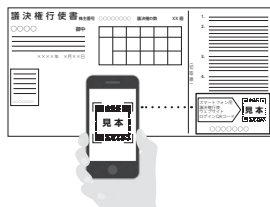
- ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

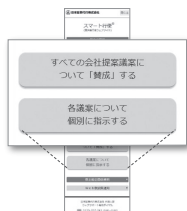
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

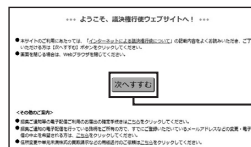
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

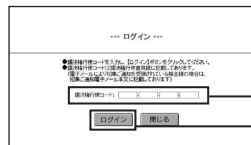
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

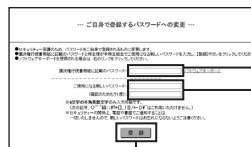
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	こん 近 藤 安 弘	代表取締役社長執行役員 FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.董事長	再 任
2	きん 金 原 辰 弥	取締役上席執行役員 管理本部長・財務部長・社長室長 不二ライフ(株)代表取締役	再 任
3	おか もと まさ お 岡 本 昌 大	取締役上席執行役員・医療機器本部長 ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長	再 任
再 任 再任役員候補者 新 任 新任役員候補者 社 外 社外役員候補者 独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員			

候補者番号	1	近藤 安弘 (1964年12月7日生)	所有する当社株式数……………	2,277株
-------	---	---------------------	----------------	--------

再任	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
	1988年4月	カルソニック㈱入社	2018年4月	執行役員 精密機器本部長・新栃木工場長
	1995年6月	不二精密㈱入社	2018年6月	取締役執行役員 精密機器本部長・新栃木工場長
	2002年4月	当社 新栃木工場製造部製造課長	2019年4月	取締役執行役員 精密機器本部長
	2015年4月	新栃木工場長	2021年4月	取締役執行役員 精密機器本部長・海外営業部長
	2015年6月	執行役員 新栃木工場長	2022年6月	代表取締役社長執行役員（現） FUJII LATEX SHANGHAI CO.,LTD.董事長（現）

取締役候補者とした理由	精密機器事業の業務に長年従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしており、代表取締役社長に就任後は強いリーダーシップで当社の経営を担っていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。
---------------------------------------	---

候補者番号	2	金原 辰弥 (1964年3月15日生)	所有する当社株式数……………	1,600株
-------	---	---------------------	----------------	--------

再任	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			
	1987年4月	㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入行	2021年6月	取締役執行役員 管理本部長・財務部長
	2016年4月	㈱りそなホールディングス グループ戦略部金融法人室長	2022年6月	取締役執行役員 管理本部長・財務部長・社長室長
	2019年4月	当社入社／管理本部財務部長	2024年4月	取締役上席執行役員 管理本部長・財務部長・社長室長（現）
	2019年6月	執行役員 管理本部財務部長	2025年2月	不二ライフ㈱代表取締役（現）
	2021年4月	執行役員 管理本部長・財務部長		

取締役候補者とした理由	大手銀行出身者として経営及び財務面における相当の知識・経験を有しており、幅広い視点と経験を当社の経営に活かしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。
---------------------------------------	--

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

再任			【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】		
1999年4月	オカモト㈱入社		2022年6月	取締役執行役員 医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長	
2002年4月	当社入社		2023年8月	取締役執行役員 医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長・S P営業部長	
2007年6月	取締役執行役員 S P事業部長		2024年4月	取締役上席執行役員 医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長・S P営業部長	
2009年6月	常務取締役執行役員 営業本部長・海外事業部長		2024年5月	取締役上席執行役員 医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長・S P営業部長	
2010年4月	常務取締役執行役員 営業本部長・ヘルスケア事業部長		2025年2月	取締役上席執行役員 医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長・S P営業部長	
2011年4月	常務取締役執行役員 経営統轄本部長・医療機器事業部長・研究開発部長		2025年4月	取締役上席執行役員 医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長（現）	
2011年5月	不二ライフ㈱代表取締役				
2011年6月	専務取締役執行役員 経営統轄本部長・医療機器事業部長・研究開発部長				
2012年4月	代表取締役専務執行役員 経営統轄本部長・医療機器事業部長				
2018年4月	代表取締役専務執行役員 経営統轄本部長・医療機器本部長・研究開発部長・メディカル営業部長				

取締役候補者とした理由

培ってきた豊富な業務経験を当社経営ならびに営業活動に活かしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、当社が保険料を全額負担しております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	はた やま みき お 畑 山 幹 男	取締役常勤監査等委員	再 任
2	ふか ざわ たか ひさ 深 沢 岳 久	弁護士 社外取締役監査等委員	再 任 社 外 独 立
3	あり さわ まさ と 有 沢 正 人	—	新 任 社 外 独 立
4	た なか いずみ 田 中 泉	—	新 任 社 外 独 立

再 任 再任役員候補者 新 任 新任役員候補者 社 外 社外役員候補者 独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

は た や ま み ぎ お
畑 山 幹 男

(1955年10月1日生)

所有する当社株式数…………… 1,200株

再 任

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1978年 4 月 (株)協和銀行 (現㈱りそな銀行) 入行
2004年 4 月 (株)りそな銀行 新宿西口支店長
2005年 4 月 当社入社／管理本部財務部長
2005年 6 月 執行役員 管理本部財務部長
2007年 6 月 取締役執行役員 財務部長・内部統制推進室長
2012年 4 月 常務取締役執行役員 財務部長・内部統制推進室長・
基幹システム構築室長

2014年 4 月 常務取締役執行役員 管理本部長・財務部長・総務部長・
内部統制推進室長
2021年 4 月 常務取締役執行役員 社長室長・内部統制推進室長
2021年 6 月 社長室長・内部統制推進室長
2022年 4 月 社長室長・監査・内部統制室長
2022年 6 月 取締役常勤監査等委員 (現)

取締役候補者とした理由

当社管理部門における豊富な経験と知識を有しており、当社の監査・監督の立場に適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

ふ か ざ わ た か ひ さ
深 沢 岳 久

(1969年6月7日生)

所有する当社株式数…………… 1,400株

再 任

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1997年 4 月 弁護士登録
1999年 4 月 深澤法律事務所入所 (現)

2000年10月 当社 社外監査役
2015年 6 月 社外取締役監査等委員 (現)

社 外

独 立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての企業法務の専門知識と豊富な経験をもとに、コーポレートガバナンスの強化と業務執行等の適法性及び妥当性について客観的に提言していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号

3

あ り さ わ ま さ と
有 沢 正 人

(1960年7月27日生)

所有する当社株式数…………… 0株

新 任

〔略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況〕

1984年 4 月 (株)協和銀行 (現㈱りそな銀行) 入行
2004年 4 月 HOYA㈱入社
2008年10月 AIU保険会社入社 人事担当執行役員
2012年 1 月 カゴメ㈱入社
2012年 9 月 同社 執行役員経営企画本部人事部長

2018年10月 同社 常務執行役員 最高人事責任者 (CHO)
2023年10月 同社 常務執行役員 兼 カゴメアクシス㈱
代表取締役社長
2025年 4 月 いすゞ自動車㈱ 常務執行役員CHRO (Chief Human
Resource Officer) 人事部門EVP (現)

社 外

独 立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関や製造企業など複数業種における多彩な経営経験、特にグローバル事業運営や人的資本戦略に関する豊富な経験と知識を有しており、医療機器事業や精密機器事業など複合的な製造事業で構成される当社の成長戦略に不可欠な事業ポートフォリオ戦略やグローバル展開の推進、人的資本強化等の経営全般に亘り客観的に提言していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

4

た な か いずみ
田 中 泉

(1988年2月18日生)

所有する当社株式数……………

0株

新 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

社 外

2010年4月 日本放送協会（NHK）入局 富山放送局
2013年3月 同協会 大阪放送局
2015年3月 同協会 東京アナウンス室

2019年6月 同協会 退局
2021年11月 フリーキャスター（現）

独 立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

キャスターとして公共メディアでの業務経験で培った経済・国際関係・社会公共政策等に係る高い視座と幅広い知見を活かし、当社の重要課題である経営の多様性推進、ジェンダーやジェネレーションなどの幅広い視点に立った人材育成への取組み、ステークホルダーとのコミュニケーション強化について客観的に提言していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 深沢岳久氏、有沢正人氏及び田中泉氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 田中泉氏の戸籍上の氏名は、芦川泉であります。
4. 深沢岳久氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 当社と深沢岳久氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏が選任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
6. 有沢正人氏及び田中泉氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、当社が保険料を全額負担しております。なお、各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 大西恭二氏は本総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任いたします。
9. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

（ご参考）スキル・マトリックス

取締役会の体制方針

当社の取締役会は、複数の異なる事業分野で構成される会社の運営にかかる業務執行状況を管理監督でき、かつ、営業、生産、企画管理など担当する各部門に精通し、必要な知識・経験・見識を有するメンバーで構成しております。また、人員のバランスや多様性を確保し、迅速な意思決定を行うための少人数、かつ適正規模での運営が両立できる体制としております。

役員全体（取締役、取締役監査等委員）でバランスのとれた経験、専門性、見識等を有する状態を目指しますが、現状不足する経験・専門性については、役員以外（取締役を兼務しない執行役員）での保有も含めて充足するように努めてまいります。

取締役会に必要な主要スキル及びその選定理由

主要なスキル		選定理由
	事業経営 組織運営	中長期的な成長戦略を策定、遂行していくために、事業経営や組織運営の経験で培った総合的判断力、知識、実績が重要と考えています。
	モノづくり (生産・品質)	製造業として価値のある製品を提供するには、高度な品質管理の下で安定した生産を実現する「モノづくり力」を高めることが大切であり、生産技術や品質管理に関する経験、専門性、見識が重要と考えています。
	技術開発	優れた製品を創造して持続的な成長を遂げるには、技術の蓄積と研究開発によるイノベーションが不可欠であり、両分野での経験、専門性、見識が重要と考えています。
	営業 マーケティング	お客さまのニーズを先取りした市場開発、志向の多様化と変化の速さに対応した営業はマーケティングと不可分であり、その経験、専門性、見識が重要と考えています。
	人材育成 人材マネジメント	付加価値を創出する最大の経営資源は人材であり、多様な人材の育成を通じた人的資本の最大化を目指して人材戦略に関する経験、専門性、見識が重要と考えています。
	デジタル化推進 IT	企業価値向上に向けた新たなビジネスモデルの創造や生産性の向上にはIT技術の活用とデジタル化推進の取組みが不可欠であり、両分野での経験、専門性、見識が重要と考えています。
	サステナビリティ ESG	当社の経営理念「世界の人々の健康と豊かな暮らしに貢献する」に基づく、持続可能な社会の実現と企業価値向上のためにESG経営の視点は不可欠であり、環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）に関する経験、見識が重要と考えています。
	法務 コンプライアンス リスク管理	人々に信頼され持続可能な企業であり続けるには、コンプライアンスをベースとした適切なリスクマネジメントが必要であり、企業法務全般や内部統制全般、当社事業にかかる多様なリスクの管理に関する経験、専門性、見識や判断力が重要と考えています。
	財会 務計	企業価値向上に向けた財務戦略の策定には、財務・会計分野での経験、専門性、見識や判断力が重要だと考えています。

第1、第2号議案が原案のとおり可決されますと、当社の役員の構成及びその有する主な経験・専門性・見識等は次のとおりです。

氏 名 (役 職)	経験・専門性・見識等									
	事業経営 組織運営	モノづくり (生産・品質)	技術開発 研究開発	営業 マーケティング	人材育成 人材マネジメント	デジタル推進 ICT	サステナビリティ ESG	法務 コンプライアンス リスク管理	財務	業務 計画
近藤 安弘 代表取締役社長執行役員	●	●	●		◆		◆	◆		
金原 辰弥 取締役上席執行役員 管理本部長/財務部長/社長室長	●				◆	◆	◆	●	●	
岡本 昌大 取締役上席執行役員 医療機器本部長/ヘルスケア営業 部長/メディカル営業部長	◆	◆		●	◆	◆	◆	◆		
畑山 幹男 取締役常勤監査等委員								●	●	
深沢 岳久 社外取締役監査等委員							●	●		
有沢 正人 社外取締役監査等委員	●				●					
田中 泉 社外取締役監査等委員					●		●			

当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会後に開催される取締役会において、取締役を兼務しない執行役員が選任される予定であり、選任後の構成及びその有する主な経験・専門性・見識等は次のとおりです。

佐藤 和宏 上席執行役員/精密機器本部長 営業部長/海外営業部長		◆		●	◆	◆	◆			
久我 昭仁 執行役員/医療機器管理部長		●	●		◆		◆			
桂 秀樹 執行役員/総務部長/法務室長					●	◆	◆	●		
大野 雅人 執行役員/興岡工場長 栃木千塚工場長/栃木工場長		●	●		◆		◆			
関口 一浩 執行役員/SP営業部長		●	◆	●	◆		◆			
中谷 進一郎 執行役員/新栃木工場長		●	●		◆		◆			

●＝経験・専門性等を有する項目（最大3つまで） ◆＝職責や見識に照らして役割発揮の期待が高い項目

(注) 上記は、各取締役・執行役員の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	お お に し きょう じ 大 西 恭 二 (1948年2月10日生)	所有する当社株式数……………	2,600株
--	---	----------------	--------

社 外		【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】		
独 立	1973年 4 月	伊藤忠商事(株)入社	2007年 4 月	同社 取締役専務執行役員流通システム事業担当
	1997年 4 月	同社 情報システム部長	2009年 4 月	同社 取締役専務執行役員流通システム事業担当・科学システム担当
	1999年 4 月	(株)CRC総合研究所入社		
	1999年 6 月	同社 取締役インターネット事業部長	2011年 6 月	同社 退任
	2002年 4 月	同社 取締役データセンター事業部長	2014年 9 月	(株)インテリジェントウェイブ社外監査役
	2004年 4 月	同社 取締役大手CVSプロジェクトリーダー	2019年 6 月	当社 社外取締役監査等委員（現）
	2006年 10月	伊藤忠テクノソリューションズ(株)入社	2020年 9 月	(株)インテリジェントウェイブ社外監査役退任

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社の取締役・監査役の豊富な経験をもとに、内部統制における危機管理や人材育成、情報システム関連等について客観的に提言いただくことを期待し、補欠の社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西恭二氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 大西恭二氏は、補欠の社外取締役候補者であり、同氏が就任した場合は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社と大西恭二氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、当社が保険料を全額負担しております。なお、大西恭二氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 補欠の監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、実質賃金の緩やかな改善に沿って個人消費の持ち直しや省力化投資への需要が継続し、内需主導で緩やかな景気回復となりました。

世界経済については、欧州での金融緩和を受けて経済は回復に向かうも、中国における不動産市場や民間投資の停滞による内需低迷が続いており、米国による段階的な関税引き上げが経済の下押し要因となり、景気は緩やかな回復ペースにとどまる見通しです。

このような状況の下、当社は精密機器事業を中心に市場需要を丹念に取込み、年度後半からの需要回復を前提に活動いたしましたが、市況回復の遅れが続き、特に年度の前半は厳しい状況が続きました。

また、従業員の処遇改善や部材高騰等のコスト上昇を、合理化と販売価格の適正化等による利鞘の確保により吸収に努めましたが、売上減少の影響が大きく前年比で営業減益となりました。

医療機器事業が展開する主力のヘルスケア部門については、国内市場向けは依然として少子高齢化に伴う市場縮小の傾向が続いているため、老朽化した工場におけるコンドーム製造事業を停止し、この生産拠点を同じく老朽化した食品容器事業の生産拠点とともに栃木千塚工場へ統合し、新たに医療生活用品の生産拠点として再編成することを決定いたしました。

一方で、精密機器事業の生産拠点についても、次世代の製造拠点到に拡張すべく隣接地に新たな工場用地を確保いたしました。これにより、精密機器と医療生活用品の二つを基軸製品とした2工場体制を進めてまいります。

精密機器事業においては、国内外の製造関連企業を中心とした顧客ニーズに対応すべく、ハイレベルな製品開発、新たな非対面営業による提案営業の試み、QCDの強化に取り組んでおりますが、主力市場の需要回復に想定以上の時間を要し、売上面で苦戦した1年となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、7,198百万円と前年同期と比べ309百万円(△4.1%)の減少となりました。

また、利益面につきましては、生産合理化と投資計画の見直しや諸経費の節減と共に販売価格適正化に継続的に取り組みましたが、売上高減少の影響が大きく、営業利益は208百万円と前年同期と比べ231百万円(△52.6%)の減益、経常利益は170百万円と前年同期と比べ211百万円(△55.3%)の減益となりました。また、工場統合に伴う一時費用を上回る投資有価証券売却益を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は298百万円と前年同期と比べ8百万円(2.9%)の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、セグメント損益は、営業利益又は営業損失に基づいております。

① 医療機器事業

主力のコンドームは、2024年8月末で製造事業を停止しましたが、市場支持の高い新素材コンドームS K Y Nの取扱いは引き続き継続しており、メディカル製品の売上も堅調に推移いたしました。

利益面ではヘルスケア事業の生産拠点再編にかかる一時的費用が発生しましたが、好調なメディカル製品がセグメント利益を押し上げ、ほぼ前期比同水準の利益となりました。

この結果、売上高は2,525百万円と前年同期と比べて158百万円（6.7%）の増加となりました。

セグメント利益は、2年連続で黒字を計上し、7百万円（前年同期は8百万円の利益）となりました。

② 精密機器事業

精密機器事業は海外市場での景気減速影響に加えて、特に年度前半において一部の取引先業種で在庫調整が発生したこと等が売上の下押し要因となりましたが、年度後半には市場の回復傾向がみられました。

労務費の上昇や部材等のコスト上昇を生産の合理化と販売価格の適正化により吸収し、原価コントロールに努めましたが、売上減少や一部部材の評価見直しの影響により、利益率が低下しました。

この結果、売上高は4,070百万円と前年同期と比べて98百万円（△2.4%）の減少となりました。

セグメント利益は、710百万円と前年同期と比べて121百万円（△14.6%）の減益となりました。

③ S P 事業

取引先に対する企画商品提案の件数が計画を下回ったため、主力先を中心にバルーンの販売が低調に推移いたしました。

この結果、売上高は389百万円と前年同期と比べて345百万円（△47.0％）の減少となりました。

セグメント損益は、売上減少に伴い、22百万円の損失（前年同期は36百万円の利益）となりました。

④ 食品容器事業

主力取引先に対する販売が想定通りに伸びず、売上計画を下回ったことにより、売上高は212百万円と前年同期と比べて24百万円（△10.5％）の減少となりました。

セグメント損益は、労務費の上昇や原料切替に伴う生産コストの上昇を販売増加や生産効率化で吸収できず、31百万円の損失（前年同期は29百万円の利益）となりました。

報告セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
医 療 機 器 事 業	2,367,054千円	31.5%	2,525,880千円	35.1%	158,825千円	6.7%
精 密 機 器 事 業	4,168,915千円	55.5%	4,070,696千円	56.6%	△98,219千円	△2.4%
S P 事 業	735,208千円	9.8%	389,958千円	5.4%	△345,250千円	△47.0%
食 品 容 器 事 業	236,937千円	3.2%	212,022千円	2.9%	△24,914千円	△10.5%
合 計	7,508,117千円	100.0%	7,198,559千円	100.0%	△309,557千円	△4.1%

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度の設備投資については、精密機器事業及び食品容器事業等を中心に全体で223百万円の設備投資を実施しております。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度中には、グループ各社とも、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) **対処すべき課題**

当社を取り巻く中長期的経営環境につきましては、多様化する市場ニーズ、技術革新、生産拠点のグローバル化の進展、製品の安全性への要請、気候変動への対応等、その基本的構図は大きく変わらないものと予想され、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な企業価値向上の両立に向けて、戦略の明確化とガバナンスへの取組み強化が重要となります。

当社が優先的に対処すべき事業上の課題は、各事業の成長性と収益性からみて、その事業領域に相応しい経営資源を適正に配分していくこと、及び事業ポートフォリオの見直しや事業継続の可否判断を適時適切に実施していくことです。製造業として生産設備や研究開発への投資はもとより、人材の確保やIT化投資等、多岐にわたる必要投資を限られた経営資源の中から選択・決定していかななくてはならず、そのためには意思決定の基準や枠組みの更なる高度化が必要です。

また、財務上の課題として、従前の中期経営計画に基づく成長投資に伴い増加した有利子負債の適正化があげられますが、引き続き、投資の成果による営業キャッシュ・フローの強化とともに、有利子負債の削減と、株主還元、内部留保、投資の配分を適正に実施していきます。

かかる課題認識の下、中長期的な経営の基本方針に基づき、経営体質の強化、持続的な事業の成長、企業価値の向上を実現するために、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 技術力の強化、新製品の開発

新技術、新製品の開発は「ものづくり」に真摯に取り組む当社の生命線と考えております。医療機器事業においては、工場の統合を進めることによりヘルスケア事業、メディカル事業及び食品容器事業にかかるディッピング技術を核とした医療生活用品の中核拠点を確立し、開発拠点の一元化による人的資源の最適化を通じて技術力及び製品開発力を強化し、新たな価値を市場に提供してまいります。

精密機器事業ではハイレベルでユニーク、かつコストパフォーマンスに優れた独自の製品を生み出す技術力をバックに、新たな素材開発と機能性を睨んだ製品開発に注力し次期成長エンジンを生み出すことでニッチトップ企業を目指してまいります。また、営業部門と技術・研究開発部門の緊密な連携を通し、ユーザーのニーズを的確に先取りすることで製品開発に生かしてまいります。

生産工場においては、新製品開発と効率生産を可能にする最新設備の拡充を継続的に推進してまいります。現工場の隣地購入により敷地面積が約2.4倍となりますが、新工場設置に向けて「製品イノベーションプロジェクト」と「スマートファクトリープロジェクト」を進めてまいります。

さらに、永年培ってきた技術・技能を受け継ぐべき人材の育成に取り組んでまいります。特に、中核となる戦略製品群につきましては、革新的な生産技術の開発にチャレンジし、競合他社との差別化とリーディングカンパニーとしての揺るぎ無い地位を確立してまいります。

② 新分野・新商材・新規事業への取組み

将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、当社の中核事業に加え、既存の独自技術・営業基盤を生かした新たなコア事業の創出が重要な課題と認識しております。世界に通用する技術や優位性の高い製品の開発に積極果敢に取り組むと同時に、共同開発や技術提携等により新たな可能性を追求してまいります。海外も含め積極的に新分野を開拓し、新規事業領域の拡大と成長分野への進出、事業基盤の拡充に取り組んでまいります。

③ 生産性向上と効率性を追求した設備投資

生産革新によるQCDの追求を基本方針として、全社を挙げてコスト意識の徹底を図ってまいります。同時にISOをベースとした管理体制の整備と強化に注力し、生販一体となった業務運営による生産性の向上と効率性を追求いたします。自動化生産設備の開発と積極的な導入を柱とした生産能力の拡大だけでなく、既存設備の整備・更新にあたっては抜本的な生産システムの再構築を視野に、不良率の低減を始めとしたローコスト運営に資するシステム化を図り、投資効率の高い設備改革に取り組んでまいります。その一環として老朽化の進んだ生産拠点の在り方について検討してまいります。また、生産拠点の防災対策のみならず、多角的な視点から実効性の高い事業継続計画（BCP）の策定を進めてまいります。

④ 海外市場の開拓、ネットワークの拡大

成長が見込める海外市場を開拓すべく新規の販売ネットワークの拡大に取り組んでまいります。中国に有する販売拠点との連携を強化し、高度な技術に裏付けされた当社製品とブランド力を前面に掲げ、中国、欧米、東南アジアへ向けて多面的な取組みを推進いたします。また、取引ウェイトが高くなる海外の顧客への対応力強化のためにドイツ代表事務所を中心に、営業及び技術面のサポート体制を拡充いたします。

⑤ 人材の採用と育成

企業の成長を目指すうえで組織体制の強化は不可欠であり、中長期的視点で優れた人材を継続的に採用し育成してまいります。個々の能力とモチベーション、新たな創意工夫を引き出すために働きがいのある職場環境の整備・拡充を行い、働く人の視点で働き方改革を推進してまいります。

⑥ 財務体質の強化

製造業として、その根幹をなす生産設備及び研究開発関連への投資資金を確保するために、収益の拡大を図ってまいります。生産性向上と合理化の推進に向けた投資により総合的なものづくりシステムの改善を図り、生産サイクルにおける適正棚卸資産の維持と製造・管理コストの削減に努めてまいります。同時に、経営環境の変化に柔軟に対応し持続的成長の実現に向けて、自己資本の増強と有利子負債の削減等を柱とする財務体質の強化に努めてまいります。

⑦ 経営管理体制の整備と強化

企業の持続的成長と企業価値の向上の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。内部統制、リスク管理、情報管理、コンプライアンスへの取組みを強化徹底し、より信頼性と透明性の高い経営を実現しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めてまいります。さらに、成長戦略を推進し業容の拡大を支えるために、変化に強く柔軟な対応が可能となるＩＴシステムの整備と再構築を推進すべく2020年度に設置したデジタル推進室を中心に、全社的なデジタル化活動を強化促進いたします。

⑧ 企業文化の醸成

当社のあるべき姿を見据え、従来から判断や行動の基本としてきた経営理念、価値観、行動指針を「F U J I L A T E X W A Y」として改めて明確にし、すべての活動につながる価値観を体系化しております。今後はこの企業ビジョンを全役職員で共有すべく、あらゆる機会を捉え、ひとりひとりの理解が深まるよう様々な施策により継続的に展開してまいります。日々の業務活動の拠り所とし、さらに社会貢献につながることを願いとして積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	8,147,337千円	8,085,388千円	7,508,117千円	7,198,559千円
経常利益	486,412千円	730,006千円	382,039千円	170,908千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△142,795千円	517,312千円	289,654千円	298,156千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△112.56円	407.89円	228.42円	235.19円
総資産	11,807,610千円	11,474,789千円	11,326,615千円	11,056,289千円
純資産	3,098,418千円	3,576,883千円	3,857,608千円	4,068,064千円
1株当たり純資産額	2,442.65円	2,820.60円	3,042.65円	3,209.10円
自己資本比率	26.2%	31.2%	34.1%	36.8%

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
不二ライフ(株)	38,000千円	100.00%	医療機器等の販売
FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.	300千US\$	100.00%	緩衝器の輸出入及び中国国内での販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
医療機器事業	コンドーム、水枕、プローブカバーの製造及び販売
精密機器事業	緩衝器の製造及び販売
S P 事業	バルーン、販売促進用品の販売
食品容器事業	食品容器の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区
大阪営業所	大阪市淀川区
名古屋営業所	名古屋市名東区
福岡営業所	福岡市博多区
栃木工場	栃木県栃木市
新栃木工場	栃木県栃木市
真岡工場	栃木県真岡市
栃木千塚工場	栃木県栃木市
ドイツ代表事務所	ドイツ・デュッセルドルフ

(注) 栃木工場及び真岡工場は、2025年度上半期に栃木千塚工場に統合予定です。

② 子会社

名称	所在地
不二ライフ(株)	東京都千代田区
FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.	中国上海市

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療機器事業	87（19）名	28名減（2名減）
精密機器事業	121（35）名	8名減（4名減）
S P 事業	1（1）名	1名減（－）
食品容器事業	19（2）名	9名増（2名減）
全社（共通）	22（5）名	－（2名増）
合計	250（62）名	28名減（6名減）

（注）1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245（60）名	27名減（6名減）	41.6歳	13.2年

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、子会社からの出向者を含めております。

2. 臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3. 従業員数が前事業年度末に比べて27名減少しておりますが、その主な理由は栃木工場における希望退職の実施によるものです。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)りそな銀行	1,268,562千円
(株)みずほ銀行	749,303千円
(株)足利銀行	664,875千円
(株)三菱UFJ銀行	617,981千円
(株)三井住友銀行	614,625千円
(株)商工組合中央金庫	378,928千円
三井住友信託銀行(株)	331,250千円
日本生命保険相互会社	55,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,286,199株（自己株式18,537株を含む）
(3) 株主数 1,678名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岡 本 昌 大	154,250株	12.17%
岡 本 和 大	137,513株	10.85%
岡 本 明 大	116,446株	9.19%
岡 本 和 子	104,566株	8.25%
不二ラテックス共栄会	79,100株	6.24%
岡 本 正 敏	34,158株	2.69%
(株) り そ な 銀 行	30,000株	2.37%
(株) 大 木	27,500株	2.17%
オ カ モ ト (株)	26,800株	2.11%
赤 松 直 起	24,000株	1.89%

(注) 持株比率は自己株式（18,537株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 （ 代 表 取 締 役 ）	近 藤 安 弘	FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.董事長
取 締 役	金 原 辰 弥	管理本部長・財務部長・社長室長・不二ライフ(株)代表取締役
取 締 役	岡 本 昌 大	医療機器本部長・ヘルスケア営業部長・メディカル営業部長・SP営業部長
取 締 役 （ 常 勤 監 査 等 委 員 ）	畑 山 幹 男	
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	深 沢 岳 久	弁護士
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	大 西 恭 二	

- (注) 1. 社外取締役である深沢岳久氏及び大西恭二氏の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 会計監査人及び監査・内部統制室との連携を深化させ、臨機応変かつ高度な情報収集を可能とし、監査の環境整備にも努めさせるため、畑山幹男氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）畑山幹男氏は金融機関及び当社の経理部門での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員、管理職従業員及びその他従業員（ただし、その他従業員は雇用関連賠償に限る）であり、当社が保険料を全額負担しております。当該保険契約では、上記の被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合には補填の対象外としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目内は同様。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬に関する方針

取締役の個人別の固定報酬等の額の算定方法については、持続的かつ中長期の業績と企業価値の向上に資するよう、その役位や職務・職責、経営内容（業績）、経営環境、貢献度を総合的に勘案し、また、世間一般水準、従業員給与等とのバランスを考慮して決定する。

②業績連動報酬等・非金銭報酬等に関する方針

該当なし

③報酬等の割合に関する方針

固定報酬のみ

④報酬等の付与時期や条件に関する方針

【時期】月1回 【条件】なし

⑤報酬等の決定の委任に関する事項

該当なし

⑥上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役に諮問し答申を得たうえで、取締役会決議により決定する。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、社外取締役に諮問し答申を得たうえで、2024年6月26日開催の臨時取締役会決議により決定いたしました。

上記決定の審議過程において、取締役会は、当事業年度に係る「取締役の個人別の報酬等の内容」の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 報酬等についての株主総会決議に関する事項

役員報酬の限度額については、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の総額は年額3億円以内、監査等委員である取締役の総額は年額4千万円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

ハ. 取締役の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	60百万円	60百万円	－	－	3名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24百万円 (12百万円)	24百万円 (12百万円)	－	－	3名 (2名)
合 計 （うち社外役員）	84百万円 (12百万円)	84百万円 (12百万円)	－	－	6名 (2名)

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
深 沢 岳 久 （社外取締役） （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席されました。また、監査等委員会による全工場の現地往査に出席されました。全4回開催された会計監査人との協議会・意見交換会にすべて出席し、社外取締役としての強い自覚のもとに、客観的な観点から適宜、質問や助言がなされました。弁護士としての知見と経験、具体的な判例に基づいた的確な提言・助言に加え、近年複雑化している企業法務関連事案への対応や、コーポレートガバナンス・コード、コンプライアンス、リスク管理の視点も含む具体的な法的処理など、社外取締役に期待される客観的な提言や多大なアドバイスをいただきました。
大 西 恭 二 （社外取締役） （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席されました。また、監査等委員会による全工場の現地往査に出席されました。全4回開催された会計監査人との協議会・意見交換会に3回出席し、社外取締役としての強い自覚のもとに、客観的な観点から適宜、質問や助言がなされました。上場会社の元流通システム事業担当取締役、また上場他社の元社外監査役として企業経営に携わった経験と高い見識に基づき、DX推進に關しての幅広い提言をはじめ、組織運営、リスク管理、コーポレートガバナンス・コードへの対応など、社外取締役に期待される客観的な提言や多大なアドバイスをいただきました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会において決議し、以下の体制をとっております。

(最終改定日：2022年4月22日)

① 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

全取締役、全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、C S R委員会を設置し、その下にコンプライアンス委員会、危機管理委員会、環境管理委員会を設置する。また、各委員会組成の趣旨に従い各委員会を適切に運営すると同時に、全取締役、全使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守して行動をとるための『行動規範』および『行動指針』を定める。

C S R委員を選任した上で、各部門にC S R責任者を配置し総務部に事務局を設置する。同事務局はC S Rに関わる事項を企画・立案するとともに、各社員からの報告相談窓口となり委員長、委員に報告を行う。

万一、C S Rに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が責任者、委員を通じ代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

また、使用人が法令もしくは定款上疑義ある行為等を発見した場合に、それを報告通報しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する『公益通報者保護規程』を制定する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

取締役は『文書管理規程』により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為や異常事態、緊急事態が発生・発見された場合は、直ちに危機管理委員会を招集し、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに検討・対応する体制を構築する。

監査・内部統制室は各部門の日常的な業務全般に亘り管理状況を監査する中で、法令・定款違反その他の事由に基づきリスク発生の危険のある業務執行行為が発生した場合はその内容、それがもたらすリスクの程度についてC S R委員会事務局（危機発生時は危機管理委員会事務局）に報告し検討を行い、必要に応じ取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。また、取締役会はリスク管理体制を逐次見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保すると同時に、付議基準に該当する重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行状況並びに経営計画の進捗状況を確認・協議することで経営情報の共有を図り、その協議内容・指示に基づき各部門責任者は業務を展開する体制とする。また、取締役および部門責任者を中心とした会議を毎週1回開催し、タイムリーな事案を経営トップに報告し、その対応方針等を協議し迅速・的確に業務を推進する体制を構築する。

経営計画の管理については、経営理念を軸に毎年策定する年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行部門において目標を設定し、各担当取締役・執行役員は施策・業務遂行体制を決定し、その遂行状況は取締役会、全社会議をはじめとした各会議等にて定期的に報告を行う。

⑤ 当社ならびに当社の子会社からなる企業集団に関する体制

1. 当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

年度経営計画、予算、決算等の一定事項について親会社と事前協議を行い、指示または承認を得るものとし、月次決算等の所定の事項については報告をする体制とする。

2. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の内部監査については、親会社が実施する体制とする。

3. 当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役や監査役に親会社から複数名を派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

4. 当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する問題、リスク管理に関する問題等は親会社の子会社を含めて管理する体制とする。

5. その他当社ならびに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の関係会社管理の担当部署として財務部内に関連事業課を置き、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社経営者等と常に接点を持ち経営全般について協議を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査・内部統制室を設置し、専任の使用人を複数名配置するものとする。

- ⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の任命等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会と事前に十分な協議を行う等、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するよう配慮を行う体制とする。
また、監査等委員より内部監査に必要な補助業務を求められた取締役および使用人は適切に対応できる体制とする。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告および情報提供を行うこととする。
監査等委員は、取締役会の他に、全社会議、その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしており、そのために事前に日程等を連絡し出席を依頼する体制とする。
また、次のような重大・緊急事由が発生した場合は、当社および当社子会社の取締役および使用人は遅滞なく監査等委員会に報告をする。
1. 当社およびグループ会社の信用面、業績面に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の問題
2. 法令・定款違反、不正行為で重大なもの
3. コンプライアンス上の通報で重大なもの
4. 重大な被害を与えたもの、受けたもの、その恐れのあるもの
なお、上記の報告をした者は「公益通報者保護規程」により保護され、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのない体制とする。
- ⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
監査等委員がその職務の執行において、費用の前払い請求や費用の償還手続きをしたときは、請求にかかる費用または債務が当該職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができ、さらに監査等委員は管理部門に協力を要請し、監査業務のサポートを求めることができる体制とする。
常勤の監査等委員1名、非常勤の社外取締役である監査等委員2名の計3名で構成する監査等委員会を毎月開催し、重要事項につき協議するほか、定期的に会計監査人との情報交換を実施し、特に財務上の問題点につき協議する。
監査等委員は、代表取締役社長、会計監査人、監査・内部統制室、各事業部門、グループ各社の取締役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保し監査業務の遂行を図る。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の提出を適正に行うため、代表取締役社長直轄の監査・内部統制室が財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する体制を構築するとともに、内部統制活動の整備・運用状況を監査し、代表取締役社長に報告する。

⑫ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為を行いません。トラブルが発生した場合は企業を挙げて立ち向かいます。』と定め、全社的に取り組む。

また、総務部を対応統括部署として定め、各事業所に不当要求防止責任者の設置を推進し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

さらに、神田地区特殊暴力防止対策協議会および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、神田警察署、警視庁組織犯罪対策課と連携し、指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

(注) 保護対象者の拡大や外部窓口の新設等を目的として、2023年9月1日付で「公益通報者保護規程」を拡充し「内部通報制度規程」に改定いたしました。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する運用状況

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を監査・内部統制室が監査し、内部統制システムの体制整備を継続的に行いました。

② 職務執行の適正および効率性に関する運用状況

取締役会を毎月開催し、付議事項について迅速に的確な意思決定を行いました。また、取締役会での迅速な意思決定を推進するため、取締役会への付議事項を含めた重要な稟議案件を事前に協議する稟議審査会を週1回開催いたしました。さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行の状況ならびに経営計画の進捗状況を確認したうえで、協議・指示をいたしました。

③ コンプライアンスおよびリスク管理に関する運用状況

「内部通報制度規程」や社外窓口を含む内部通報窓口を周知することにより、組織的・個人的なコンプライアンス違反やハラスメント行為を早期に発見する体制を構築しております。また、コンプライアンス違反やリスク発生時に備えて、コンプライアンス委員会と危機管理委員会を設置し、各部門からの報告・検討・対策が迅速に行える体制を構築しております。

④ 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員は監査等委員会および取締役会に出席するほか、常勤監査等委員が全社会議などの重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けました。また、代表取締役と定期的に会合を行い、代表取締役との綿密な情報共有および提言を行いました。さらに、監査・内部統制室と協働して複数部門への内部監査を実施し、改善事項の指摘ならびに改善計画の作成指示および確認を行いました。

⑤ 子会社の内部統制に関する運用状況

子会社の取締役および監査役として当社の役職員を複数名派遣し、業務が適正に運用されていることを確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつとして位置付けており、企業体質の一層の充実・強化と将来に向けた積極的な事業展開を推進してまいります。この基本方針のもと、毎期の配当額は、「連結株主資本配当率（DOE）」2.8%以上を目安に決定し、持続的成長に向けた適正な内部留保の充実と資本効率を重視した株主への安定的な利益還元に努めてまいります。

※連結株主資本配当率（DOE）＝年間配当総額÷連結株主資本（期首・期末の平均値）×100

また、当社の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は取締役会であります。

② 当事業年度における剰余金の配当等の状況

上記の方針のもと、2025年5月15日開催の取締役会において、当事業年度の期末配当金につきましては1株につき78円と決議いたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しており、その他は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,457,945	流 動 負 債	4,812,151
現 金 及 び 預 金	2,338,923	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	240,130
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,497,380	電 子 記 録 債 務	682,681
電 子 記 録 債 権	523,498	短 期 借 入 金	2,888,000
商 品 及 び 製 品	641,514	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	326,332
仕 掛 品	565,118	リ ー ス 債 務	75,211
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	764,468	未 払 消 費 税 等	49,195
そ の 他	127,103	未 払 費 用	201,091
貸 倒 引 当 金	△62	賞 与 引 当 金	210,079
固 定 資 産	4,594,895	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	8,995
有 形 固 定 資 産	4,222,783	そ の 他	130,433
建 物 及 び 構 築 物	2,025,450	固 定 負 債	2,176,074
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	101,740	社 債	400,000
土 地	1,777,718	長 期 借 入 金	1,466,192
リ ー ス 資 産	238,106	リ ー ス 債 務	150,073
建 設 仮 勘 定	33,831	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	130,854
そ の 他	45,934	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,315
無 形 固 定 資 産	37,575	そ の 他	20,638
投 資 そ の 他 の 資 産	334,536	負 債 合 計	6,988,225
投 資 有 価 証 券	193,788	純 資 産 の 部	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	11,437	株 主 資 本	3,617,631
繰 延 税 金 資 産	121,133	資 本 金	643,099
そ の 他	8,176	資 本 剰 余 金	248,362
繰 延 資 産	3,449	利 益 剰 余 金	2,767,640
資 産 合 計	11,056,289	自 己 株 式	△41,472
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	450,433
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	76,772
		土 地 再 評 価 差 額 金	284,556
		為 替 換 算 調 整 勘 定	45,900
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	43,203
		純 資 産 合 計	4,068,064
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,056,289

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額					
売上 販売費 営業 受取 受取 受補 そ 営業 支賃 シ 為 そ 経 特 特 固減 割 そ 税金 法人 法人 当 親	上	上	原	高							7,198,559				
	上	上	総	価							5,671,134				
	費	及	一	利							1,527,425				
	業	業	般	費							1,318,881				
	外	業	管	利							208,543				
	息	取	理	益											
	及	取	費	配	当	金			10,036						
	賃	取	収	貸		料			13,597						
	保	助	の	険		金			131						
	金		費	収		入			12,431						
の					他			9,891		46,088					
外	業	外	用												
払			利						57,022						
貸			費						4,223						
ン	ジ	ケ	ー	ト	ロ	ン	手	数	料		9,261				
替							差		損		5,202				
									他		8,012				
の											83,722				
常			利								170,908				
別			益												
投資	有	価	証	券	売	却	益		339,138						
固定	定	資	産	売	却		益		2,527		341,666				
別			損				失								
固	定	資	産	除		却	損		5,646						
減		損		損			失		60,583						
割	増		退		職		金		46,434						
そ			の				他		17,011		129,675				
税金	等	調	整	前	当	期	純	利			382,899				
法人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税					
法人	税	等	調	整			額		37,647						
当									47,095		84,742				
期											298,156				
純											298,156				
利															
益															
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	298,156

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	643,099	248,362	2,532,876	△41,134	3,383,204
当期変動額					
剰余金の配当			△63,392		△63,392
親会社株主に帰属する当期純利益			298,156		298,156
自己株式の取得				△337	△337
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	234,764	△337	234,427
当期末残高	643,099	248,362	2,767,640	△41,472	3,617,631

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	145,789	288,295	34,060	6,258	474,404	3,857,608
当期変動額						
剰余金の配当						△63,392
親会社株主に帰属する当期純利益						298,156
自己株式の取得						△337
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△69,016	△3,738	11,839	36,945	△23,971	△23,971
当期変動額合計	△69,016	△3,738	11,839	36,945	△23,971	210,456
当期末残高	76,772	284,556	45,900	43,203	450,433	4,068,064

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

不二ライフ(株)、FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結会社の決算日は、FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.を除き、すべて連結決算日と一致しております。

FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月以内であるので、子会社の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年ないし5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のも
のはゼロとしております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の
債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対し、支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の
当連結会計年度負担分を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法
社債発行費
償還期間にわたり、定額法により償却しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につ
いては、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数
（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとして
おります。
 - ・小規模企業等における簡便法の採用
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給
額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社（以下、当社グループ）の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、ゴム製品及び精密機器等の製造及び販売を行っております。これら製品及び商品の販売は、国内販売においては顧客に検収された時点、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内販売において、出荷から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね６ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

・ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期首の純資産額に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

- (2) 適用予定日 2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中
であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,770,201千円
土地	1,597,366千円
計	3,367,568千円

担保に係る債務

短期借入金	2,537,000千円
1年内返済予定長期借入金	266,332千円
長期借入金	1,361,192千円
計	4,164,524千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,821,629千円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業
用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日
公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債
の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地
価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が
定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って計算する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

365,027千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行7行（うち当座貸越契約は4行）と締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,050,000千円
借入実行残高	2,888,000千円
差引額	1,162,000千円

なお、上記の内、貸出コミットメント契約3,500,000千円には、以下の財務制限条項が設けられております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

2025年3月末現在において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

(連結損益計算書に関する注記)

・減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
栃木県栃木市	栃木工場 (コンドーム生産設備)	建物、建物附属設備、構築物他	60,583千円

(経緯)

当社栃木工場閉鎖方針の機関決定等に伴い、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額60,583千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物44,830千円、建物附属設備8,360千円、構築物5,881千円、その他1,511千円であります。なお、栃木工場閉鎖方針の機関決定に伴い計上した減損損失は工場建物等の59,072千円であります。

(グルーピングの方法)

事業部門別を基本とし、事業用資産については各事業部門別、遊休資産については個別物件単位を独立したキャッシュ・フローを生む最小の単位として資産グルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

・割増退職金

当社栃木工場においてコンドーム製造事業の停止を決定し、栃木工場生産課所属の従業員を対象にした希望退職者を募集いたしました。応募者が確定し、支給した割増退職金を特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式 1,286,199株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	63,392千円	50.0円	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	98,877千円	78.0円	2025年3月31日	2025年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にコンドーム及び緩衝器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な設備資金並びに運転資金については主に銀行借入や社債発行にて調達をしております。余剰資金が生じた場合には、基本的に借入金の返済により資金効率を図る方針ですが、一時的には安全性の高い金融資産で運用を行います。デリバティブ取引は、金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的として利用しており投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券につきましては主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたもので、償還日は決算日後、最長で9年であります。また、シンジケート・ローン契約59億円には財務制限条項があり、抵触した場合は期限の利益を喪失するリスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用する場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち57.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	187,825	187,825	－
資 産 計	187,825	187,825	－
社債	400,000	394,322	△5,677
長期借入金	1,792,524	1,784,873	△7,650
リース債務	225,285	229,342	4,057
負 債 計	2,417,809	2,408,538	△9,270

(※1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、設備関係電子記録債務については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	5,963

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	187,825	－	－	187,825
資産計	187,825	－	－	187,825

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	394,322	－	394,322
長期借入金	－	1,784,873	－	1,784,873
リース債務	－	229,342	－	229,342
負債計	－	2,408,538	－	2,408,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金、並びにリース債務

長期借入金のうち変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金のうち固定金利によるもの並びにリース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト				合 計
	医療機器事業	精密機器事業	S P 事業	食品容器事業	
一時点で移転される財	2,525,880	4,070,696	389,958	212,022	7,198,559
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	2,525,880	4,070,696	389,958	212,022	7,198,559
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,525,880	4,070,696	389,958	212,022	7,198,559

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,209円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 235円19銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,187,294	流動負債	4,800,039
現金及び預金	2,125,175	電子記録債権	682,681
受取手形	27,586	買掛金	235,561
売掛金	1,452,530	短期借入金	2,888,000
電子記録債権	517,314	1年内返済予定長期借入金	326,332
商品及び製品	610,306	リース債権	75,211
仕掛品	565,118	未払金	8,717
原材料及び貯蔵品	764,468	未払費用	196,629
未収入金	27,031	未払消費税等	48,329
その他の金	97,768	預り金	27,275
貸倒引当金	△6	賞与引当金	208,699
		設備関係電子記録債権	8,995
固定資産	4,747,607	その他の金	93,605
有形固定資産	4,242,197	固定負債	2,219,391
建物	1,800,867	社債	400,000
構築物	224,582	長期借入金	1,466,192
機械及び装置	101,740	リース債権	150,073
工具器具備品	45,010	再評価に係る繰延税金負債	130,854
土地	1,798,056	退職給付引当金	51,632
リース資産	238,106	長期預り保証金	8,302
建設仮勘定	33,831	その他の金	12,336
無形固定資産	36,853	負債合計	7,019,431
借地権	856	純資産の部	
ソフトウェア	27,631	株主資本	3,557,590
電話加入権	5,514	資本金	643,099
ソフトウェア仮勘定	2,851	資本剰余金	248,362
投資その他の資産	468,556	資本準備金	248,362
投資有価証券	193,788	利益剰余金	2,707,600
関係会社株式	127,542	利益準備金	175,375
出資金	20	その他利益剰余金	2,532,225
繰延税金資産	139,793	別途積立金	242,000
差入保証金	6,090	繰越利益剰余金	2,290,225
その他の金	1,322	自己株式	△41,472
繰延資産	3,449	評価・換算差額等	361,329
社債発行費	3,449	その他有価証券評価差額金	76,772
		土地再評価差額金	284,556
資産合計	10,938,351	純資産合計	3,918,919
		負債及び純資産合計	10,938,351

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 販売 営業	上 上 上 業 業 業 業 業 業 業	原 総 般 管 理 利 益	高 価 利 費 益
	費 及 び 業 外 取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	収 配 賃 保 金 収 費 損 常 利 益	息 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
	受 受 受 受 補 雑 業 債 支 為 シ 雑 経	取 取 取 助 業 外 債 貸 支 為 シ 雑 経	利 金 料 金 入 入 用 償 証 差 手 数 利 益
特 特	投 資 有 価 証 券 利 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
	固 定 資 産 損 益	利 益	利 益
税 法 法 当	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益
	引 税 人 税 人 期	前 住 民 税 等 純	当 期 純 利 益

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	643,099	248,362	248,362	175,375	242,000	2,056,221	2,473,596
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△63,392	△63,392
当 期 純 利 益						297,395	297,395
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	234,003	234,003
当 期 末 残 高	643,099	248,362	248,362	175,375	242,000	2,290,225	2,707,600

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△41,134	3,323,924	145,789	288,295	434,084	3,758,009
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△63,392				△63,392
当 期 純 利 益		297,395				297,395
自己株式の取得	△337	△337				△337
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△69,016	△3,738	△72,755	△72,755
当 期 変 動 額 合 計	△337	233,665	△69,016	△3,738	△72,755	160,910
当 期 末 残 高	△41,472	3,557,590	76,772	284,556	361,329	3,918,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (3年ないし5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のはゼロとしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、ゴム製品及び精密機器等の製造及び販売を行っております。これら製品及び商品の販売は、国内販売においては顧客に検収された時点、輸出版売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内販売において、出荷から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり、定額法により償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,770,201千円
土地	1,597,366千円
計	3,367,568千円

担保に係る債務

短期借入金	2,537,000千円
1年内返済予定長期借入金	266,332千円
長期借入金	1,361,192千円
計	4,164,524千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,815,691千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	7,642千円
関係会社に対する短期金銭債務	860千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行7行（うち当座貸越契約は4行）と締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,050,000千円
借入実行残高	2,888,000千円
差引額	1,162,000千円

なお、上記の内、貸出コミットメント契約3,500,000千円には、以下の財務制限条項が設けられております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

2025年3月末現在において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社に対する売上高	110,458千円
(2) 関係会社からの仕入高	4,449千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	11,043千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	18,537株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,575千円
返金負債	21,586千円
賞与引当金	63,861千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	10,100千円
棚卸評価損	56,339千円
退職給付引当金	16,264千円
役員退職慰労未払金	3,780千円
投資有価証券評価損	2,390千円
ゴルフ会員権評価損	5,321千円
減損損失	44,820千円
減価償却費の償却超過額	96,944千円
その他	349千円
繰延税金負債との相殺	△48,076千円
繰延税金資産小計	277,259千円
評価性引当額	△137,466千円
繰延税金資産合計	139,793千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	33,213千円
返品資産	14,863千円
繰延税金資産との相殺	△48,076千円
土地再評価に係る繰延税金負債	130,854千円
繰延税金負債合計	130,854千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%
住民税の均等割	0.6%
法人税の特別控除	△1.8%
評価性引当額の増減	△3.7%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.4%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は406千円増加し、法人税等調整額が1,355千円、その他有価証券評価差額金が948千円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は3,738千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額	3,091円45銭
2. 1株当たり当期純利益	234円59銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

不二ラテックス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	川	崎	浩
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	新	島	敏 也
業 務 執 行 社 員				

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二ラテックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二ラテックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

不二ラテックス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	川	崎	浩
業務執行社員				
指 定 社 員	公認会計士	新	島	敏 也
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二ラテックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

不二ラテックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 畑 山 幹 男 ㊞

監 査 等 委 員 深 沢 岳 久 ㊞

監 査 等 委 員 大 西 恭 二 ㊞

(注) 監査等委員 深沢岳久及び大西恭二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1 当社 5階会議室
電話(03) 3293-5681

交 通

東京メトロ東西線「竹橋駅」 3b出口より徒歩約3分
都営地下鉄新宿線／三田線 A9出口より徒歩約5分
東京メトロ半蔵門線「神保町駅」



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。